

令和8年竹田市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和8年1月6日（火） 午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二 中村美智子 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 42件

議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 5件

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第5号 非農地証明について 8件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

（14時00分）

議長

只今から令和8年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は2番 改木謙士委員、3番 猪九州男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。続いて報告第2号について報告します。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が15件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 42件

議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 5件

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第5号 非農地証明について 8件

以上62案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第1号は、農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し借り受け人へ権利の設定を行うものです。詳細はタブレットの第1回総会議案書 議案第1号貸付調書で確認をお願いします。説明の前に貸付調書の記載に誤りがありますので口頭で訂正させていただきます。貸付調書12ページと20ページ、借受人〇〇〇〇〇の選定理由が「当該農地にかかる農業を担うものではないが」と記載されていますが、正しくは「当該農地に係る農業を担う者である」です。

1番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。貸付調書は1ページです。

2番の案件は、4人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は2ページです。

3番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は3ページです。

4番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は4ページです。

5番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は5ページです。

6番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は6ページと7ページです。

7番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は8ページです。

8番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は9ページです。

9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は10ページです。

10番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は11ページです。

11番の案件は、3人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は12ページです。

12番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は13ページです。

13番の案件は〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は14ページです。

14番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。貸付調書は15ページです。

15番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は16ページです。

16番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は17ページです。

17番の案件は、3人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利

の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は18ページです。

18番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は19ページです。

19番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は20ページです。

20番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は21ページです。

21番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は22ページです。

22番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。貸付調書は23ページです。

23番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は24ページです。

24番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。貸付調書は25ページです。

25番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は26ページです。

26番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は27ページです。

27番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は28ページです。

28番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は29ページです。

29番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は30ページです。

30番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は31ページです。

31番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は32ページです。

32番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、16年11ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は33ページです。

33番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。貸付調書は34ページです。

34番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は35ページです。

35番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は36ページです。

36番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は37ページです。

37番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は38ページです。

38番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は39ページです。

39番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、20年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は40ページです。

40番の案件は、7人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は41から43ページです。

41番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は44ページです。

42番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、8年6ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。貸付調書は45ページです。

議長

只今、議案第1号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

9番 本郷敦子委員

お願ひですがタブレット番号を先に言ってもらえると助かります。

農政課 甲斐主任

わかりました。次回からそうします。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の編入についてでは関連がありますので1番から4番まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局

議案第2号の1の1から4番の案件は、中山間事業の取り組みに係る農業振興地域農用地への編入のため一括して説明します。1番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇 面積826平方メートル。2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇外2筆 合計面積521平方メートル。3番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字岩木〇〇〇〇 面積1,183平方メートルのうち681平方メートル。4番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字飛田川字岩木〇〇〇〇外2筆 合計面積798平方メートル。以上4件を中山間事業に取り組むため今回編入する計画です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番から4番の案件は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第2号の1の5の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字百刈〇〇〇〇 面積7,475平方メートルを基盤整備する計画の農地です。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

5番の農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

只今、議案第2号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

11番 工藤明秀委員

5番の案件ですが見るからに現地は山林になっているようですが。

事務局

基盤整備のために先に農振に編入しないといけない分です。

5番 秦志喜男委員

前回の時にこのパターンの場合は計画の図面をモニターに映してほしいと言ったはずです。だから今のような質問が出たのではないですか。

事務局

申し訳ありませんでした。失念していました。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時33分)

議長

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字羽広〇〇〇〇畠1筆 面積5.2平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4, 137平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第3号の1番の調査報告をいたします。この件は宅地建物および農地を売買契約により取得するために申請されたものです。申請地は裏の一段高い位置にある畠で、現状はカボスの成木が7本栽培されています。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・耕耘機1台・草刈り機所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字門田字篠尾〇〇〇〇畠1筆 面積2, 443平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19, 766.91平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第3号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕耘機1台・草刈り機2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字今字宮ノ前〇〇〇〇畠1筆 面積1, 121平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は21, 281.8平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第3号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕耘機1台所有しており、稻作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字中尾〇〇〇〇田1筆 面積3, 093平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は45, 543.9平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第3号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・その他所有しており、稻作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の5番の案件は、譲渡人 持分2分の10000、持分2分の10000から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字西ノ久保〇〇〇〇外2筆 田3筆 合計面積6, 039平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14, 770平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第3号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・草刈り機所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第3号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字下園〇〇〇〇 田1筆 面積2, 275平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19, 162. 67平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第3号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第3号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

5番 秦志喜男委員

3番の案件ですが、この方は11月の総会にも申請が出ていたと思います。2回に分けての申請になったのはなぜかと本人から聞かれたので、いきさつを教えてください。

事務局

受付時に3筆の申請に来られましたが、今回の1筆は過去に非農地判断をしていたため確認が後になり遅れてしまったということです。ご本人には事務局から直接説明したいと思います。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第3号について、これを許可することにご異議ない方は举手をお願いします。

議長

全員举手ですので、ご異議ないものと認めます。よって議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第4号の1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字阿蔵野〇〇〇〇 田1筆 面積2,261平方メートルです。この申請地は第2種農地です。転用目的は駐車場用地です。排水は敷地内の既存の水路を使用する計画です。転用行為は令和8年2月1日から令和9年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第4号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがある

なく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第4号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第4号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第5号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求める。1番の案件について事務局に説明を求める。

事務局

議案第5号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字平田字平〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積76平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成24年に相続しましたが、昭和26年に隣地とまたがる住宅が建てられており現在に至っています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求める。

事務局

議案第5号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字君ヶ園字大ツル〇〇〇〇 登記地目 田1

筆 面積1, 541平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成24年5月に農地法5条許可を受け登記手続きを失念したまま駐車場として利用しています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字戸上字桑木〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積396平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和56年に相続した時点で建物が建っており現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字戸上字小畠〇〇〇〇外2筆 登記地目 田1筆 畑2筆 合計面積2,293平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成12年に相続した時点ですでに植林されており現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号5番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字戸上字小畠〇〇〇〇外2筆 登記地目 田3筆 合計面積643平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和46年に相続した時点ですでに耕作されておらず現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号6番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町新藤字新藤〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積150平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成5年に相続した時点で昭和50年頃に建てた牛舎があり現況は宅地となっています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復

旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号7番の案件は、申請者○○○○が申請地 竹田市久住町大字久住字阿藏野○○○○ 登記地目田1筆 面積72平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は令和5年に相続した時点で昭和40年頃に建てた建物があり現況は宅地となっています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地となっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号8番の案件は、申請者○○○○が申請地 竹田市直入町大字下田北字神浦○○○○外8筆 登記地目 田8筆 畑1筆 合計面積12, 792平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが、人手不足と獣害がひどくなり平成16年頃から農地としての管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

8番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野となっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第5号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第5号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和8年竹田市農業委員会第1回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時50分)